

平成 2 2 年度 第 2 回

# 府中市都市計画審議会議事録

平成 2 2 年 1 1 月 1 7 日開催

府中市都市計画審議会  
議事日程

平成22年11月17日(水)午後2時  
教育センター第2会議室

日程第1 第1号議案 府中都市計画生産緑地地区の変更

日程第2 第2号議案 府中都市計画公園第2・2・16号西原町公園の変更

日程第3 その他

午後 2 時 0 0 分 開会

【青木計画課長】 定刻でございますので、ただいまから府中市都市計画審議会を開催していただきたく存じます。

開会に先立ちまして、都市整備部長の秋山よりごあいさつ申し上げます。

【秋山都市整備部長】 委員の皆様、こんにちは。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、ご審議いただきます案件は、第 1 号議案として府中都市計画生産緑地地区の変更、第 2 号議案として、府中都市計画公園第 2・2・16 号西原町公園の変更の 2 件でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申しあげまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【青木計画課長】 それでは、会長、よろしくお願いいたします。

【議長】 日ごろより何かとお世話になっております。

1 名、傍聴者の方が見えておりますので、入っていただいております。

それでは座らせていただきます。

まず、出欠状況でございますが、委員の方々に 委員、委員、委員、委員の 4 名の方が、業務のため欠席という連絡をいただいております。会議の開催の可否でございますが、定足数に達しておりますので、有効に成立いたします。このまま進めてまいりたいと思います。

それでは、本日の会議の議事録の署名につきまして決めたいと思います。府中市都市計画審議会運営規則第 13 条第 2 項に、議

事録には議長及び議長が指名する委員が署名するものとする規定されておりますので、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは、議席番号 11 番の 委員、議席番号 12 番の 委員、よろしく願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

第 1 号議案、府中都市計画生産緑地地区の変更を議題といたしますので、議案の説明をよろしく願いします。

【古川公園緑地課課長補佐】 それでは、ただいま議題となりました府中都市計画生産緑地地区の変更につきましてご説明いたします。

本件は、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止するもの、及び市街化区域内において適正に管理されている農地等について、生産緑地地区の指定を行うものでございます。

なお、本件は府中市が決定する都市計画でございます。

それでは、第 1 号議案、資料の 1 ページをお開きください。第 1 の「種類及び面積」でございますが、変更後の生産緑地地区の面積は、約 107.49 ヘクタールでございます。

第 2 の「削除のみを行う位置及び区域」でございますが、削除となりますのが 9 件、削除する面積は、約 9,990 平方メートルでございます。

削除の理由といたしまして、公共施設等の用地としての買取り、又は行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困

難となった生産緑地地区の一部を廃止するものでございます。

2ページをお開きください。第3の「追加のみを行う位置及び区域」でございますが、追加となりますのが6件、追加する面積は、約7,300平方メートルでございます。

追加の理由といたしまして、農業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を指定するものでございます。

なお、追加指定に当たりましては、農業委員会より、本年8月31日付で、生産緑地として適正であるとの了承の回答をいただいております。

3ページをお開きください。新旧対照表でございますが、削除及び追加する地区の面積と位置につきまして、変更前と変更後を一覧表にまとめたものでございます。

下段の「変更概要」でございますが、1の「位置の変更」につきましては、新旧対照表のとおりでございます。2の「区域の変更」につきましては、計画図により後ほどご説明いたします。3の「面積の変更」につきましては、地区数が472件から474件となり、2件の増となります。また、府中市全体の生産緑地地区の面積は、約107.77ヘクタールから約107.49ヘクタールとなり、約0.28ヘクタールの減となります。

なお、本件の都市計画変更案につきましては、都市計画法第19条の規定に基づき、本年9月24日付で東京都知事の同意を得ております。

また、都市計画法第17条の規定に基づき、本年10月21日から11月4日までの2週間、公告・縦覧を行いました。意見

書の提出はございませんでした。

今後につきましては、本審議会の審議を経た後に、都市計画変更の告示を行う予定です。

それでは、変更の詳細につきまして、担当よりご説明させていただきます。

【議長】 お願いします。

【小林公園緑地課係長】 それでは、府中都市計画生産緑地地区の個々の地区につきまして、パソコンを使いましてご説明させていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。

スクリーンの図面は、お手元の資料の4ページ以降の計画図と同じものを表示しております。計画図の表示は、右下の凡例をご覧ください。緑の縦じま部分が既に指定されている区域、緑の塗りつぶし部分が追加する区域、赤の塗りつぶし部分が削除する区域で、図は上が北となっております。

初めに、画面左側、番号31、地区名、紅葉丘、府中第二中学校の北西側、浅間山通りの東側に位置し、平成21年10月29日に、主たる従事者の故障により買取の申出がなされたもので、地区の一部、約910平方メートルを削除するものです。

続きまして、画面右側、番号572、地区名、紅葉丘、府中第二中学校の北側、浅間山通りの東側に位置し、地区の全部、約1,920平方メートルを追加するものです。

続きまして、画面左上方、番号248、地区名、清水が丘、多磨霊園駅の北西側、品川街道の南側に位置し、平成21年10月29日に、主たる従事者の故障により買取の申出がなされたもので、地区の全部、約760平方メートルを削除するものです。

続きまして、画面下側、番号５７１、地区名、小柳町、府中第九中学校の西側、京王線多磨霊園駅の南側に位置し、地区の全部、約１，０５０平方メートルを追加するものです。

続きまして、画面右側、番号４９、地区名、白糸台、府中第九中学校の北東側、西武多摩川線沿いに位置し、平成２２年４月２７日に、主たる従事者の死亡により買取の申出がなされたもので、地区の一部、約２，０６０平方メートルを削除するものです。

続きまして、画面右側、番号８３、地区名、白糸台、警察学校の西側、朝日保育所の南側に位置し、平成２１年１２月２１日に主たる従事者の死亡により買取の申出がなされたもので、地区の一部、約９９０平方メートルを削除するものです。

続きまして、画面左側、番号５３６、地区名、紅葉丘、既指定区域のため緑の縦じま線で示されていますが、白糸台小学校の北西側に位置し、平成２２年４月２７日に、主たる従事者の死亡により買取の申出がなされ、平成２２年７月１４日にあっせんが成立し、面積精査が行われ、面積が約２，０９０平方メートルに変更となったものです。

続きまして、画面中央、番号１１９、地区名、押立町、稲城大橋の北側、押立体育館の南東側に位置し、平成２１年１２月２１日に、主たる従事者の死亡により買取の申出がなされたもので、地区の一部、約４２０平方メートルを削除するものです。

続きまして、画面中央、番号３１９、地区名、南町、サントリー武蔵野ビール工場の南側、矢崎小学校の北西側に位置し、平成２１年１１月２７日に、主たる従事者の死亡により買取の申出がなされたもので、地区の一部、約１，８６０平方メートルを削除

するものです。

続きまして、画面中央、番号364、地区名、分梅町、中央自動車道の北側、府中第三中学校の西側に位置し、地区の一部、約780平方メートルを追加するものです。

続きまして、画面中央、番号424、地区名、四谷、四谷文化センターの南西側に位置し、平成21年12月21日に、主たる従事者の死亡により買取の申出がなされたもので、地区の一部、約1,640平方メートルを削除するものです。

続きまして、削除部分の右側、番号570、地区名、四谷、四谷文化センターの南西側に位置し、地区の一部、約640平方メートルを追加するものです。

続きまして、画面左側、番号573、地区名、日新町、中央自動車道の北側、日本電気株式会社の西側に位置し、地区の全部、約2,890平方メートルを追加するものです。

続きまして、追加部分の左下側、番号461、地区名、日新町、中央自動車道の北側、日本電気株式会社の西側、日新町公園の北東側に隣接して位置し、地区の一部、約20平方メートルを追加するものです。

続きまして、画面右側上方、番号496、地区名、西府町、西府駅の北西側、甲州街道の南側に位置し、平成21年12月21日に、主たる従事者の死亡により、買取の申出がなされたもので、地区の全部、約510平方メートルを削除するものです。

続きまして、番号478、地区名、日新町、中央自動車道国立府中インターチェンジの西側、日新通りの南側に位置し、平成22年1月28日に、主たる従事者の死亡により買取の申出がな



されたもので、地区の全部、約 8 4 0 平方メートルを削除するものです。

以上が、府中都市計画生産緑地地区の変更の説明となります。

なお、お手元の封筒の中にございます図面は、都市計画変更に必要な図書、府中都市計画生産緑地地区総括図でございまして、府中市全域の地図に生産緑地の区域を示したものになります。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】 議案の説明が終わりました。

これより審議に入りますが、ご質問、ご意見等を承り、最後に採決という順序で進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【委員】 府中都市計画生産緑地地区の変更について、削除の部分については、これは主たる従事者の死亡による相続税支払いに絡む市への買取申出ということでございまして、現在の相続税法が変わらない限り、これからも起こる問題であると思います。できるだけ府中市が買い取るのが理想でございますので、今回、9,990平方メートルということで、大変大きな土地でございますが、よろしくお願いしたいと思います。

また、追加については7,300平方メートルということで、今、府中市で農地面積を減らさないためにとれる有効な手段の一つでありますし、これ以外にはなかなか見当たらないのかなというところでございます。なぜなら、この追加の許認可権限は国でもなくて、また都でもなく、府中市にあるということが、一つ大きな要点であると思います。昨年までは計画課で、現在は公園緑地課に移りましたが、今回の追加申請の土地については7,300

0 平方メートル、農業委員会でも適正に管理されている農地ということで、すべてが認可され、大変ありがたく思っているところでございます。

また、今回、この都市計画審議会のメンバーでございます農業委員会の会長の さんから、本日、東京都農業会議の定例常任委員会ということで欠席をされていますが、 会長からも一言申し添えていただきたいということで預かっておりますので、お許しをいただきながら、お伝えをさせていただければと思います。が、よろしいでしょうか。

【議長】 どうぞ。

【委員】 会長より意見として、昨年度、追加申請をしたものの、もろもろの条件で指定できなかった市街地農地がございます。これに関して、 会長として、府中市は平成 17 年に「50 年先にも農地、農業を残す」という大きな目標を掲げて、府中市農業振興計画を策定いたしました。しかし、農地の減少にはなかなか歯どめがかかりません。今、行われている追加申請は、私から述べたとおり、農地が残る有効な手段でございます。農家自身が将来にわたって農業を続けたいと、市街化農地をわざわざ転用ができなくなる生産緑地にと申し出ている土地については、優良な農地が一つ確実に確保できることであり、府中市の方針とも合致すると考えています。

また、平成 21 年度に策定した「府中市緑の基本計画 2009」の中にも緑被率の向上が提唱され、積極的な生産緑地の追加指定が盛り込まれております。市民のまちづくりの案の中にも、環境や防災面等で農地のあるまちを望んでおられます。

生産緑地の追加については、制度の弾力的な運用をお願いし、今後は積極的に追加指定をしていただきたいと思っておりますということでございますので、これを申し添えながら、本件については、異議なく賛成をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【議長】 どうもありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

なければ、ご了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。それでは、次に移らせていただきます。

第2号議案、府中都市計画公園第2・2・16号西原町公園の変更を議題としたいと思っておりますので、議案の説明をお願いいたします。

【古川公園緑地課課長補佐】 それでは、ただいま議題となりました府中都市計画公園第2・2・16号西原町公園の変更につきまして、ご説明いたします。

お手元にごございます資料の3ページをご覧ください。

本件は、東京都で都市計画決定し、整備する府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線の計画幅員の変更に伴い、本市で都市計画決定する府中都市計画公園第2・2・16号西原町公園の区域が一部重複することから、都市計画の整合を図るとともに、都市計画公園の機能充実を図るため、変更するものです。

本件におきましては、「府中都市計画公園第2・2・16号西原町公園の変更に係る原案」として、平成21年8月4日の本審議

会でご審議をいただき、本年5月13日には、都市計画変更に向けた経過報告をさせていただいております。

なお、本件の都市計画変更につきましては、都市計画法第19条に基づき、本年4月9日付で東京都知事の同意を得ております。

また、都市計画法第17条の規定に基づき、本年10月12日から10月26日までの2週間、公告・縦覧を行い、縦覧者1名、意見書の提出はございませんでした。

今後につきましては、本審議会の審議を経た後に、都市計画変更の告示を行う予定です。

それでは、変更の詳細につきまして、担当よりご説明させていただきます。

【議長】 お願いします。

【小林公園緑地課係長】 それでは、資料の1ページをご覧ください。府中都市計画公園の変更計画書でございます。

府中都市計画公園中第2・2・16号西原町公園を次のとおり変更いたします。

都市計画公園の種別は、街区公園でございます。

名称は、第2・2・16号西原町公園、位置は、府中市西原町三丁目地内、面積は、約0.14ヘクタール、備考は、公園内の施設等を示しておりまして、「園路、広場、休養施設、植樹帯」でございます。

区域につきましては、計画図表示のとおりでございまして、後ほど計画図でご説明させていただきます。

変更の理由は、公園の機能の充実を図り、府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線の計画との整合を検討した結果、公園

の区域を変更するものでございます。

2 ページをご覧ください。新旧対照表といたしまして、種別、名称、位置、面積まで変更はございません。備考は、区域及び面積の変更を記載しております。

続きまして、変更概要といたしまして、最初に名称でございますが、第2・2・16号西原町公園、変更事項といたしまして、1の区域の変更は、計画図表示のとおりでございます。2の面積の変更は、約0.14ヘクタールから約0.14ヘクタールで変更はございませんが、小数点以下第3位までの詳細を括弧書きで、約0.136ヘクタールから約0.138ヘクタールと記載しております。

続きまして、資料3ページをご覧ください。府中都市計画公園計画図でございます。パソコンを使いましてご説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。

本図面は、上方向が北になります。

左下に凡例がございます。緑色の線で囲われた部分が、このたび変更を含めました西原町公園の計画変更決定区域を示しております。赤色の部分が、今回追加する区域、黄色部分が、今回削除する区域を示しております。

追加する区域は、現在、植樹帯として本市が管理している区域、約100平方メートルを追加いたします。

削除する区域は、都市計画道路3・2・2の2号の計画幅員の変更に伴い道路用地となる区域、約80平方メートルを削除いたします。

これらの追加、削除により、公園区域約0.136ヘクタール

を約0.138ヘクタールに変更するものでございます。

以上が、府中都市計画公園第2・2・16号西原町公園の変更の説明となります。

なお、お手元の封筒の中にございます図面は、都市計画変更に必要な図書、「府中都市計画公園総括図」でございまして、府中市全域の地図に本公園の区域を示したものになります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 議案の説明が終わりました。

審議に入りたいと思いますが、ご質問等ございましたら、どうぞ。 委員。

【委員】 ただいまご説明をいただきまして、ありがとうございました。

今回追加箇所は、前に自治会館があったところで、実質的には、今、植樹したりしているところでもあるので、ある意味、今までここが公園用途になっていなかったことが、ようやくここで公園用地としてなったということは、地域の人たちも、それ自体はよかったかなと思っているところです。

削除地域に関しては、この道路自体の点では、やはり地元の方々のいろいろな声は確かにありますけれども、ただ、東京都がとうとうとしている安全という意味で、拡幅というのは、説明が前からありましたけれども、それに合わせる形でということで、今後、この道路計画自体が安全性を確保できるように、また円滑に、このまちづくりにも大きくかかわってくるところでしょうから、そのところをご配慮をいただきながらやっていただければと思っております。東京都と今後話し合う際にも、そのところは十分

留意してお話をしていただければと思います。

本案件については、了承といたしたいと思います。

【議長】 わかりました。

ほかにはご意見等ございませんでしょうか。

なければ、第2号議案につきまして、原案どおり決することによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 どうもありがとうございます。

次に移りたいと思います。日程第3その他に入りますが、事務局から何かございますか。

【楠本計画課課長補佐】 日程第3その他といたしまして、事務局からは、生産緑地地区の変更予定について、次回の日程についての2点がございます。それでは、順次、担当よりご説明いたします。

【議長】 お願いします。

【小林公園緑地課係長】 今後、生産緑地地区の削除変更が予定されているものにつきまして、本日、お手元にお配りしております、右上に資料1と入っております「府中都市計画生産緑地地区の変更(削除)予定について」によりご報告させていただきます。

1ページをご覧ください。右下に凡例がございますが、黒丸でお示ししてございます部分が、生産緑地法第10条の規定に基づく買収の申出の手続きがあり、現在、生産緑地として制限が解除されている地区でございます。

初めに、白糸台地区、場所は、府中第二中学校の南側、多磨霊園南参道の西側に位置した地区でございます。

続きまして、2ページをご覧ください。新町地区、1地区目の場所は、東八道路の南側、府中第五中学校の北西側に位置し、2地区目の場所は、1地区目から東八道路を挟んで北側に位置した地区でございます。

3ページをご覧ください。是政地区、場所は、府中街道の北側、東京競馬場の南側に位置した地区でございます。

最後に4ページをご覧ください。矢崎町地区、場所は、矢崎小学校の東側、郷土の森公園の北側に位置した地区でございます。

これらの生産緑地地区につきましては、都市計画の削除変更として、平成23年度5月開催予定の本審議会に付議する予定でございます。

以上でございます。

【議長】 以上の説明がございましたけれども、次の日程についてはどうですか。よろしく申し上げます。

【楠本計画課課長補佐】 最後に2点目といたしまして、次回の日程についてご説明いたします。

次回の日程でございますが、現在、進行しております案件の進捗状況によりまして、改めて事務局からご連絡いたします。

以上です。

【議長】 わかりました。

ほかに委員の皆様方から、何かご意見等。 委員。

【委員】 日程第3の2ページの新町地区の北側の生産緑地の削除予定地のことでお伺いします。

小金井の地主さんかなと思うのですが、削除の範囲がどのぐらいかということと、この後の利用について、何らかの相談が、計



画がされているかどうか、お尋ねします。

【議長】 今のご質問につきまして、回答をお願いします。

【楠本計画課課長補佐】 現在、そちらにつきましては、都市計画法の開発行為をかけてまいりたいということで、窓口の方に相談に参らせております。

以上です。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 広さは、わからなかったらわからないで。地元のほうでは、何か商業施設が来るというのもうわさになっているのですけれども、ここではないのでしょうか。

【議長】 お願いします。

【楠本計画課課長補佐】 商業施設の方は、その道を挟んで西側のほうでございます。都市計画道路が入っておりますところが商業施設ということで協議をさせていただいております。

以上です。

【委員】 わかりました。そこと一体かなと思ってお聞きしたのですけれども、では、今のこの審議、ただ都計線があるので、一応お尋ねしますけれども、その地区というのは生産緑地ではないのでしょうか。

【青木計画課長】 ご質問の場所の確認ですが、いちょう通りを突き当たった場所になります。当該地は、既に生産緑地の解除をしております。

以上です。

【委員】 わかりました。そことは一体ではないということで確認いたしました。

【議長】 ほかにはございませんか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。

以上でございます。

午後 2 時 3 2 分 閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

議 長

委 員

委 員